

## 応募要件チェック表

見本

事業者名：一般社団法人佐賀市観光協会

下記応募要件に適合するものに事業者欄に○でチェックを入れてください。

No.	協賛事業者の応募要件	事業者	協会	市
1	佐賀市ふるさと納税業務への参画にあたり、募集要領、契約約款および誓約書の内容を理解した上で応募すること。	○		
2	市内に本店を有する法人、団体、個人事業主であること。ただし、特に佐賀市の産業振興や魅力発信、地場産品等のPRにつながると判断されるような場合や、市内に拠点があり一定の条件が認められる場合はこの限りではない。 ※事業開始届など、市内に本店を有することが分かる書類の提出を行うこと。 ※ただし書きに該当する事業者の場合、提出物は佐賀市観光協会に相談すること。	○		
3	市税（佐賀市税条例（平成17年条例第57号）第3条）の滞納がないこと。 ※佐賀市役所にて、納税証明書を取得し、提出すること。	○		
4	電子メールでの受注が可能であること及び指定のシステムで情報の確認ができること。	○		
5	他者が生産する商品・サービスを仕入れて返礼品として取り扱う場合は、当該返礼品の生産・提供者（募集要領3の（2）の⑧に規定する地場産品に係る者を除く。）は市内に本店を有する法人、団体又は個人事業主に限るものとする。また、募集要領3の（2）の⑧に規定する地場産品に係る者は、佐賀県内に本店を有する法人、団体又は個人事業主に限るものとする。	○		

No.	返礼品の応募要件	事業者	協会	市
1	佐賀市の地域産業の振興につながる要素を持つものであること。	○		
2	地場産品であること。地場産品とは、以下のいずれかに該当すること。 ①佐賀市内で生産されたもの。 ②佐賀市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。 ③佐賀市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要部分を行なっているもの。 ④佐賀市内で生産されたものであり、近隣市町で生産されたものと混在（但し、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）したもの。 ⑤佐賀市の広報を目的に生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するもの。 ⑥前各号に該当する地場産品が主要な部分を占めるセット商品。 ⑦佐賀市の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が佐賀市に相当程度関連性のあるもの ⑧総務省告示第5条第8号に基づき佐賀県が認定したもの。 （佐賀牛・佐賀産和牛、肥前さくらポーク、骨太有明鶏、みつせどり、ありたどり、佐賀海苔、いちご（さがほのか、さちのか、いちごさん）、佐賀みかん、The SAGA認定酒）。	○		
3	サービスの提供等の場合は、佐賀市内で提供されるものに限る。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分行なうことができる体制が整っていること。	○		
4	品質及び数量において、常に安定供給が可能で品質管理体制が整っていること。 ただし、期間限定、季節限定又は数量限定の商品も可とする。その場合、提供可能期間及び提供可能数量について、密に連絡調整が行なうことができること。	○		
5	食品の場合、発送手段を考慮の上、一定の賞味期限（概ね発送日から7日以上）があること。 ただし、生鮮食料品等、高い鮮度が要求されるものについてはこの限りではないが、商品が適切に届くように配慮すること。	○		
6	返礼品金額は、契約約款第3条7項を理解した上で設定を行うこと。また寄附額は、返礼品金額をもとに総務省が示す返礼割合を遵守した設定額となることを理解すること。	○		